

ひたちなか市教育委員会会議録

平成29年 第8回 ひたちなか市教育委員会7月定例会 会議録					
平成29年7月20日		開会 午後2時00分		閉会 午後4時10分	
○場 所	教育研究所 研修室				
○出席委員	教育長 木下 正善	委 員 小田島 俊夫	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 白石 愛子
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			根本 宣好	出席
	参事兼総務課長			湯浅 博人	出席
	参事（教育担当）			橋本 清文	出席
	参事兼指導課長			関口 拓生	出席
	指導課長補佐			高橋 重樹	出席
	指導課長補佐			朝比奈 泰弘	出席
	指導課長指導主事			檜山 知之	出席
	指導課長指導主事			江面 祐子	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			小澤 功	出席
	参事兼青少年課長			堀江 貴美代	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
	○事務局員	総務課係長			狩谷 智則
総務課主幹			黒澤 一彦	出席	
○議 事					
1 議案	議案第18号	平成30年度小学校「特別の教科 道徳」並びに小・中学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書（茨城県第2採択地区）について【非公開】			
	議案第19号	ひたちなか市立図書館協議会委員の委嘱について【公開】			
2 その他	(1)	市政懇談会について【公開】			
	(2)	6月定例市議会における教育委員会関係一般質問等について【公開】			
	(3)	平成29年度市職員（調理員）採用試験について【公開】			
	(4)	学校給食牛乳について【公開】			
	(5)	児童のO-157発症について【公開】			

平成29年第8回ひたちなか市
教育委員会7月定例会会議録

開会 14:00

教育長 (開会宣言)

- 議案第18号 平成30年度小学校「特別の教科 道徳」並びに小・中学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書（茨城県第2採択地区）について
※公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため，その他の報告終了後，非公開で審議

- 議案第19号 ひたちなか市立図書館協議会委員の委嘱について

中央図書館長 ひたちなか市立図書館協議会委員の委嘱について，ご説明いたします。
本案件は，ひたちなか市立図書館設置及び管理条例第4条第3項の規定に基づき，図書館協議会委員の委嘱を行おうとするものであります。図書館協議会委員の委嘱につきましては，6月定例会で承認いただいたところですが，学識経験者であります市社会福祉協議会の興野委員が健康上の理由により辞任されましたので，後任としまして，市社会福祉協議会常務理事兼事務局長の大内さんを委員に委嘱しようとするものです。なお，委員の任期につきましては，前任者の残任期間ですので，平成29年8月1日から平成31年6月30日までとなります。

【質疑，意見等】

質問なし

- * 議案第19号 ひたちなか市立図書館協議会委員の委嘱について，全員一致で承認されました。

その他（1）市政懇談会について

教育次長 過日開催されました市政懇談会について，その概要のうち教育委員会にかかる部分についてご説明いたします。市政懇談会は6月24日（土），25日（日），7月1日（土），2日（日）の4日間，市内9中学校区を会場に開催されたところであります。事前に寄せられた質問としまして，一中学区においては「防災訓練に子供たちが参加する教育指導を」というご質問，平磯中学区及び阿字

ヶ浦中学区においては小中一貫統合校についてのご質問がありました。

まず、一中学区でのご質問は、毎年8月最終土曜日に実施されております市総合防災訓練に関連しまして、家具の転倒防止や、消火器、火災報知器、非常用持ち出し袋等について親子で話し合えるような防災訓練を行っては如何か、というご質問でした。これに対しまして、日程の都合上学校を挙げて実施することが困難であることから、自治会・学校が協力して行っている炊き出し訓練や煙体験、消火器を使った消火体験等を今後も実施していく旨を説明したところであります。

平磯中学区及び阿字ヶ浦中学区においては、小中一貫統合校の進捗状況について、あるいは学校統合後の跡地利用について事前質問があったほか、当日も小中一貫統合校に関連したご質問等がありました。まず、進捗状況としまして、本年度は現地測量のほか、来年度行う用地買収に向けての土地の評価を行う予定である旨を説明いたしました。また、跡地利用については、市役所内部に設置しております平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校整備等推進委員会に5つの部会があり、その1つに跡地利用検討部会があります。この部会に市担当職員のほか、学校関係者や地元の方々にも参加いただき、協議の場に加わっていただく予定である、という説明をしたところです。

当日、平磯中学区で出された質問等としては、学校の建設より先に道路を整備できないか、（市立幼稚園再編計画により磯崎幼稚園が閉園になった後）磯崎地区に幼稚園がなくなってしまうが何か対策はないか、小中一貫校に伴った駅はどこにできるのか、といったご質問等もありました。また、阿字ヶ浦中学区では、先ほど申しあげました部会の中でそれぞれ地元の方がどのように関わっていくのか、あるいは現在の小・中学校用地は売却をするのか（その可能性はあるのか）、という質問、さらには小中一貫校に伴い道路を新設しスクールバスを運行してはどうか、開校に合わせていじめ対策も今のうちから考えるべきではないか、新設される道路には土埃対策も必要ではないか、という意見が出された一方、小中一貫校にする理由がわからない、あるいは小中一貫統合には反対である、といった意見もあったところです。

このほか、田彦中学区において、主に通学路の道路状況や交通安全対策に関する質問等がありましたが、これに対しまして、各学校の子供の安全対策というものは最重要課題として捉えており、これらの安全確保や安全対策については、今後も力を入れて取り組んでいく、といった答弁をさせていただいたところです。

【質疑、意見等】

小田島委員

田彦中学区において、通学路の安全対策についてご質問があったことに関連しまして、これは教育委員会として年次的に通学路の安全点検を行っているこ

と思いますが、実際に通学路を変更したとか、通学の仕方を変えたような状況がもしあれば教えていただけますか。

教育次長 各学校において通学路の安全確認や、危険個所のチェック等を実施しておりまして、道路管理者、警察、学校関係者の方々が一堂に集まってそれぞれチェックをしている状況です。その結果、通学路等を変更したような例はあまりないようですが、例えば道路を拡幅して歩道を整備する、あるいは路面にスクールゾーンの表示をする、カーブミラーを設置する、といったことで、安全対策を講じているような事例もあり、そのための会議も実施している、といった説明を行ったところです。

小田島委員 阿字ヶ浦中学区での市政懇談会で、小中一貫にする理由がわからない、という意見が出た、とのことですが、これはどういう意図があつての意見だったのですか。

教育次長 統合校には反対である、ということでありまして、枝川小の例に出しながら、「少人数教育が大事であることを考えてほしい」といった意見を述べておられましたので、教育長から統合校を建てることになった経緯等について丁寧に説明をしていただきました。

西野委員 小中一貫統合校の完成予定時期、予算総額とそれに対する補助金のようなものはあるのですか。

教育次長 完成時期は平成33年4月開校を目指しております。予算規模等については、来年度から建物の設計を行う予定ですので、その段階である程度の規模が見えてまいります。補助については、文部科学省からの補助を想定しておりまして、補助率は基本的に1/2になると思われまます。

その他（2）6月定例市議会における教育委員会一般質問等について

教育次長 今回の6月定例市議会におきましては、一般質問に11人の議員が登壇され、そのうち教育委員会にかかわるものとしまして、10人の議員から質問がありました。残りの御一方についても、教育委員会以外の部分と言いながら、貧困対策の質問の中で教育委員会が一部関連するところがありましたので、ほぼ全ての方々から教育委員会にかかわる質問をいただいたところです。

① 北原議員からの質問

「教職員の職場環境について」2点にわたりご質問がありました。

1点目は、昨年度教職員のストレスチェックを実施した件に関連しまして、今年度はストレスチェックの実施結果を今後どのようにつなげていくのか、ということ、2点目は、校務支援システムの導入についての考え方を問う、といったご質問でした。これに対しまして、1点目のストレスチェックに

つきましては、この結果を分析してそれぞれ教職員の間で意識の共有を図り、職場環境の改善に向けた取組みを促す、あるいはその体制づくりを進めていく、ということ、2点目の校務支援システムにつきましても、その導入を検討する、という答弁をしたところです。

② 大内健寿議員からの質問

「平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区の学校統合による小中一貫校について」3点にわたりご質問がありました。1点目は、学校建設の設計作成について、2点目は統合新校の校名について、3点目は廃校後の校舎・グラウンドの利用について、といったご質問でした。小中一貫統合校につきましては、先ほど市政懇談会の報告の中で申し上げました、平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校整備等推進委員会という組織の中に5つの部会を設置し、施設面については施設設備等検討部会、校名については校名等検討部会、廃校後の校舎・グラウンド等の利用については跡地利用検討部会でそれぞれ検討していくとともに、その過程で学校や保護者、地元自治会等から出されたご要望・ご意見等を反映した設計案を基に協議を重ねていく、という答弁をしたところです。

③ 宇田議員からの質問

1点目のご質問は、「平和教育の充実のために」ということで、特に中学校の修学旅行として被爆地であります広島などを訪問してはどうか、というご提案でありました。修学旅行につきましては、各学校でそれぞれの移動距離や交通手段、見学・研修の内容などの所要時間を総合的に勘案して決めていきますが、生徒の疲労度やグループ活動の有無といった条件等を踏まえ、実際には京都や奈良方面が選ばれている旨を説明いたしました。

2点目のご質問は、「公設学童クラブのさらなる充実のために」ということで、特に本市で来年度から学童クラブの有料化を検討していることに対して、有料化すべきではない、というご意見でした。本市の学童クラブは無料で運営しておりますが、今後、開設時間の延長や施設の環境整備、あるいは放課後児童支援員の確保など、新たにかかる費用が見込まれることから、有料化を進めようとしているところでもあります。併せまして、受益者負担という考え方、つまり利用する人と利用しない人の公平性を担保する観点から、利用料の一部を有料化するとともに、経済的負担が困難な方に配慮するため減免制度を設ける、といった考え方を述べたところでもあります。

④ 山形議員からの質問

「市立幼稚園の一部廃園計画の見直しを求める」として、様々なご質問・ご提案がありました。これにつきましては、市立幼稚園再編計画を策定し

た経緯や、市立幼稚園の果たすべき役割、適正規模についての考え方等について説明するとともに、今後は市報・ホームページ等で周知を図るとともに、就学前の子どもの教育環境の充実に努めてまいりたい、という答弁をしたところです。

⑤ 加藤議員からの質問

「改正発達障害者支援法を踏まえた支援の充実について」、いわゆる発達に課題を抱える児童の教育現場での対応はどうか、というご質問がありました。これに対しまして、本市の特別支援学級に在籍する児童生徒数や学校介助員の配置状況等について述べたうえで、改正発達障害者支援法で規定されております「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に取り組んでいる状況について、説明をしたところです。

⑥ 薄井議員，井坂議員からの質問

「教育行政について」、主に小中学校における教職員の多忙化についてご質問がありました。教職員のストレスチェックあるいはメンタルヘルスという観点から、教職員の多忙化についてどのように考えているのか、といったご質問がありました。これに対しまして、ストレスチェックの結果等を踏まえながら、職場環境の改善に向けた取組みを進めたい旨の答弁をいたしました。

⑦ 清水立雄議員からの質問

「安全・安心に暮らせるまちづくりについて」、主に児童生徒の引き渡し訓練について、ご質問がありました。これに対しまして、引き渡し訓練を行っている現状とその課題について説明をしたところです。

⑧ 海野議員，弓削議員からの質問

主に、新学習指導要領が平成 32 年全面実施されるにあたり、それに向けてどのような取り組みをしていくのか、ということについて多岐にわたりご質問があり、それにつきまして教育長から答弁いただきました。子どもたちの「主体的，対話的で深い学び」の実現に向けて、これから実践教育を生かしながら取り組んでいくとともに、本市としては「教育課程編成に関するガイドライン」を来年度にかけて策定していく、としたうえで、今後も全面実施に向けて、新学習指導要領の趣旨が確実に実践できるよう取り組んでいく、という答弁をしていただいたところです。

【質疑，意見等】

石田委員

議会での質問内容は、複数の議員さんで重複した場合、事前の調整は特にならないのですか。

教育次長

ご指摘のとおりです。議会は招集の告示があつてから、1週間後に開会となりますが、その間に一般質問の通告があります。これは議員が所定の様式

に項目・内容・要旨等を記入したものが、議会事務局を通して、庁内に公開されます。その質問内容で担当と思われる部署の職員は当該議員のもとへ質問内容の聴き取りに行き、その聴き取った内容にしたがって答弁書を作成することとなります。議員からは、それぞれその時のタイムリーな質問を出すこともありますが、仮に質問が重複した場合でも、議員あるいは議会事務局の中では、その内容についての調整はいたしません。ただ、全く同じ内容という場合もあれば、同じ項目でも、それぞれ見方・考え方が違うという場合もあります。また、答弁する側でも答弁の仕方を変えるような配慮をしております。

小田島委員 北原議員、薄井議員、井坂議員からの質問の中であった教職員の多忙化の問題は、全国的に随分報道されていますけど、今後、教育委員会としても配慮できるところは配慮しなければならないですし、注意深く見ていかなければならないと思います。その辺のところは、議員さんの考え方としても危機感をもっていく、という意味合いの質問だったのですか。

教育次長 質問の内容は、大丈夫なのか、と心配なされての質問だったと思います。勤務実態がどうなのか、国で特別な組織をつくって調査に入ったわけですけども、その内容について、どういう検討がされているか、といった大変厳しい質問でございました。校務支援システムの導入につきましても、教職員の行う授業以外の学校の仕事を軽減できるような効果が期待されていますけれども、現在の校務事務の効率化への取り組みの進捗具合と、システム導入にかかるコストとのバランスを見極めるとともに、教職員の異動等による影響も考慮し慎重に検討してまいりたい、という答弁をしたところです。また、長時間労働への対策については、部活動のあり方も含めて広く検討を進めていかないとなかなか難しい、といった答弁をいたしました。

小田島委員 校長によっては、特別に（部活動をせずに）帰す日をつくる、といった取り組みをされているようなことも耳にしておりますが。

教育次長 毎週月曜日は部活動をしないで、定時で下校させているほか、土曜・日曜どちらかは休みにする、という方向で進められております。

小田島委員 学童クラブは受益者負担が原則ということで有料化を目指している、ということで以前から説明を受けておりますが、東海村では民間委託のような形で実施されていると聞いております。民間委託のような形で実施している市町村は県内でも結構多いのか、あるいは本市での将来的にその可能性があるのか、伺います。

青少年課長 県内でも、今のところ、無料で行っているのは常総市とひたちなか市だけなのですが、常総市では今年度から民間業者に委託する指定管理制度が導入されたと聞いております。市直営の場合ですと、放課後支援員の募集をして

も思うように集まらないなど、他の市町村でも苦勞されているようですが、民間委託ですと民間業者で集めてもらえるので、そういう面では担当者の負担が軽減されるので大分違うように思います。

なお、平成 28 年度は県内の学童クラブ 770 クラブ中、公立民営は 20 市町村 274 クラブで 35%が民間や保護者会に委託しております。一方、公立公営は 352 クラブ、45%の割合です。

その他（3）平成 29 年度市職員（調理員）採用試験について

総務課長

平成 29 年度市職員（調理員）採用試験について、ご説明いたします。

学校給食の常勤調理員として勤務していただく方を平成 30 年 4 月 1 日より採用するため、今回採用試験を実施するものです。今回の採用人員は 2 名程度としておりますが、こちらは今年度定年等により退職する職員が 2 名おりますことから、その欠員補充として予定しております。受験資格としましては 35 歳以上 50 歳未満で、次の①と②に該当する人としております。

- ① 調理師の免許を取得している人若しくは平成 30 年 3 月 31 日までに取得見込みの人
- ② 平成 30 年 4 月 1 日現在、小・中学校、特別支援学校、学校給食センター、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、児童養護施設、障害児施設のいずれかの施設で 3 年以上調理業務の経験のある人（見込み含）

また、第 1 次試験の日時及び会場は、9 月 17 日（日）、那珂湊支所において実施します。試験内容につきましては、専門教養試験と昨年度から職員採用試験で取り入れております SPI3 能力検査・性格検査を予定しております。

受付期間につきましては、8 月 1 日（火）から 8 月 18 日（金）まで、申込方法は、申込書類を教育委員会総務課まで直接持参していただくか、郵送いただく形となります。

なお、採用試験のお知らせは、7 月 25 日付けで採用試験実施について公示するとともに、市報及び市のホームページに掲載する予定です。

【質疑、意見等】

質問なし

その他（4）学校給食牛乳について

学務課長

先日の報道等でご存じかと思いますが、6 月 5 日（月）に出されました学校給食の牛乳が原因と思われる異臭等の事案について、ご報告いたします。

概要としましては、同日、いばらく乳業㈱が給食用牛乳を納入している県内 8 市町において、多数の児童生徒が異味・異臭を訴え、下痢・嘔吐等の体調不良を起こしましたが、同社が牛乳を納入しているのは主に県北の 16 市町村で、うち訴えがあったのは本市を含む 8 市町であり、発生状況は調査の結果、次のとおりとなっています。

○異味・異臭の訴え 8 市町 3,117 人, 本市 (18 校) 1,467 人
○体調不良 " 616 人, " 226 人

これに伴い、県をはじめとする関係機関で同社工場への立入調査、官能検査・成分検査、細菌検査、農場及び集荷拠点の調査等を行ったところですが、いずれの調査等においても、食中毒や異物混入を疑わせるような問題点は見つかりませんでした。6 月 13 日、県で調査結果を発表した際、原因については“調査結果等から食品衛生上の問題はなく、これまでいばらく乳業㈱では複数の農場の原料乳を混ぜ合わせて牛乳を製造していたが、6 月 5 日に提供したものは単一農場の原料乳を使用したことで農場固有の風味が製品に強く反映されたことに起因する”と説明しております。

対応措置としまして、代替品の提供ですが、翌日・6 月 6 日 (火) 分から、同社が出荷自粛措置となり、同日は代替品の対応が間に合わず欠食となりましたが、7 日 (水) 以後 19 日 (水) までは、関東乳業㈱製の代替品を提供してもらえることになりまして、本市では給食最終日 (7 月 19 日) まで、関東乳業㈱製の代替品で対応したところであります。また、5 日・6 日分の牛乳の扱いについて、いばらく乳業㈱から市に対し、両日分は欠品として扱い代金を請求しない旨の連絡がありました。これに関しては代替食品で対応することになりまして、単独調理校では中学区ごと統一したものを提供し、給食センターではゼリー等で対応したところです。

今後の安全・安心についてですが、原因について明確なものが出ませんでしたので、どうしたら安心して子どもたちに飲んでいただけるか、が最も重要になると思いますが、まずいばらく乳業㈱では、県の指導に基づき、次のような再発防止策を講じているところです。

○複数の農場の原料乳を混ぜ合わせ、風味を平準化する。

○製造工程の各段階で行う官能検査の強化及び検査員の能力向上を図る。

安全性の確認としまして、本市でも同社製造工場を訪問し、設備・工程・衛生管理体制等を確認し、問題となるような点は見つかりませんでした。上記の再発防止策に関連し、原料乳調達先との調整や、検査方法の追加、検査員に対する研修等が実施されていることを確認してまいりました。また、

訴えのあった8市町のうち本市を含む5市から回収した給食用牛乳について、工場側に聴き取ったところ、これらの原料乳は単一農場のものであるか、若しくは重量比で約6割が単一農場のものであることが確認されました。

なお、同社製の牛乳の提供について、本市以外の15市町村では、県からの通知に基づき6月30日又は7月3日から既に提供を再開していますが、市販品と併せて、これまで異常等は確認されておりません。一方、本市では訴えのあった人数が多かったこと、本市としても独自に安全性を確認しながら、保護者の理解を得たうえで再開したい、という思いもあり、1学期中の再開は見合わせたところですが、その後、製造工場において改善策が行われていることなどが確認されましたので、本市としまして、2学期の9月4日（月）の給食から、同社製の牛乳の提供について再開することとしたところでございます。

【質疑、意見等】

小田島委員

（異臭等の訴えのあった）人数の半数がひたちなか市内ということで、実際に下痢や嘔吐等の症状もあったということですが、給食を出した時点で異常はなかったのですか。

学務課長

給食を出してすぐ異常が出た、という状況は耳にしておりませんが、翌日、各学校に詳しく調査を行った中では、発症日時について摂取直後が34件、帰宅後が192件という結果が出ています。

小田島委員

下痢や嘔吐等を発症するには何か原因があるのではないかと、思うのですが、その辺りも不明ということなのですね。

学務課長

科学的な部分でも原因は見つかっておりません。実際、牛乳の場合こういった事例が過去に何回もありまして、直近で言うと3年前に千葉市で1,000人以上の規模で体調不良等が確認されております。その時も、同じような検査を行った結果、問題点は見つからなかった、と聞いております。牛乳が生ものであることもありまして、これまでいろいろな農場の原料乳を混ぜ合わせたにもかかわらず、今回だけ一つの農場の原料乳を使ったことによって、固有の風味が出るとか（牛乳によっては特有な味を売りにしているものもあるのですが）、中には味とか臭いが体調に影響し、下痢等を引き起こすようなこともあるようです。

原因は推測の範疇に入ってしまうのですが、栄養的には給食から牛乳をなくすことはできませんので、いずれかの時点で再開しなければなりません。いばらく乳業(株)で提供を再開してから異常は起きていないこと、再発防止策を図っていることから、本市としても今後は再開すべきである、ということ、それまでは児童生徒の心理的な部分への影響を緩和すること等に配慮し、十分期間をとるとともに、代替品の提供をさせていただいたところです。

- 小田島委員 風味の違いだけで嘔吐とか下痢になるのはわかりませんし、恐らく微妙なところなのでしょうけれども、各学校で事前に検食をした時点では異常は見つからなかったのですか。
- 学務課長 中には事前に「ちょっとおかしい」と気付く先生もいたようですが、概して大人は気付かず、子どもの方が敏感に感じたようです。
- 石田委員 学校によって、全く訴えない学校とある学校とに分かれています。単一の農場からつくったものを提供した中で、その差はどうやって生じたのでしょうか。
- 学務課長 簡単に言いますと、単一農場の原料乳から作った牛乳というのは、製造時間全体のうちの一部分に過ぎないので、これが必ずしもひたちなか市の全部の学校に配達された、というわけではありません。ただ、訴えのあった牛乳を回収したら、そのほとんどが単一農場の原料乳を使用していたものだった、ということです。
- 白石委員 知人の子どもが、那珂湊第一小と那珂湊第三小に通っていますが、今回の牛乳について「とても臭かった」などと聞いています。飲んだ後、お腹が痛くなった子もいれば、2本飲んでも大丈夫という子もいたので、やはりその子の体質とかによるかもしれないですけど、「臭いはすごかった」と言う子が多かったと思います。でも、子どもたちは、普段飲んでいる、いばらく乳業(株)の牛乳はおいしい、とも言っています。

その他（５）児童のO-157 発症について

- 学務課長 昨日、市内の児童1人がO-157（腸管出血性大腸菌感染症）を発症した、という連絡がありました。報告いたします。

経過としましては、7月13日（木）に当該児童が腹痛を訴え学校を早退し、その夜に血便が出たので、翌日医療機関を受診し、検査を受けたところ、昨日・19日（水）に検査結果が判明し、O-157と診断されました。当該児童は、14日（金）受診した際、医師より「大丈夫だったら学校に行ってもよい」と言われた、とのことで、昨日は出席していたのですが、この日検査結果の連絡を受けて早退し、本日（20日）も欠席しております。なお、現在は服薬治療中とのことです。

感染源等については、昨日、保健所へ聴き取りをしたところ、家族の中に発症者はおらず、感染源は特定できなかつた、ということでした。当該児童については、今後、保健所で2回検査を行い、連続して陰性になるまでは登校等は控えることとなります。1回目の検査は昨日実施しておりますが、2回目の検査は来週半ばに行い、再来週には結果が判明する見込みです。

学校の対応としましては、昨日の段階から保健所の指導に基づきまして、トイレ・教室の消毒、手洗い・うがいの徹底を行っております。因みに、本日現在、当該児童以外に、それと思われるような欠席者はいない、との報告を受けております。

【質疑、意見等】

質問なし

議案第18号 平成30年度小学校「特別の教科 道徳」並びに小・中学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書（茨城県第2採択地区）について

教 育 長 議案第18号「平成30年度小学校「特別の教科 道徳」並びに小・中学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書（茨城県第2採択地区）について」は、公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため、非公開にしたいと思います。

非公開にするときは、討論を行わないでその可否を決定しなければならないとされていますので、この案件を非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（委員全員が挙手）

教 育 長 賛成の方が出席委員の2／3を超えましたので、非公開とします。

（平成30年度教科用図書について内容説明、審議）

- * 議案第18号 平成30年度小学校「特別の教科 道徳」並びに小・中学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書（茨城県第2採択地区）については全員一致で承認されました。

教 育 長 （閉会の宣言）

閉会 16：10